

大阪府立槻の木高等学校PTA規約

第1条（名称）

本会は大阪府立槻の木高等学校PTAと称し、事務所を本校内に置く。

第2条（目的）

本会は学校と協力して、生徒の健全な育成を目指し、併せて会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

第3条（方針）

前条の目的を達成するために、社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏する行為を行わず、また、いかなる団体の干渉も受けない。

また、学校の人事その他管理に干渉しない。

第4条（事業）

本会は目的達成のため、下記の事業を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の理解とその振興。
- (2) 生徒の文化・スポーツ活動に対する援助及び福祉の向上。
- (3) 教育環境の整備・充実。
- (4) 会員相互の研鑽と親睦。

第5条（会員）

本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

第6条（会計）

- (1) 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金等をもって充当する。
- (2) 会費は生徒1人当たり年額4,000円とする。教職員の会費も同額とする。
- (3) 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、その承認を受けなければならない。
- (4) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条（役員及び会計監査）

- (1) 本会には次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 書 記 2名（内1名は教職員）
会 計 2名（内1名は事務（部）長） 会計監査 2名

- (2) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (3) 役員の選出方法は別に決める。

第8条（役員等の任務）

役員および会計監査の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 書記は議事を記録し、資料の収録と各種会合の通知等の事務を行う。

(4) 会計は本会に関する経理を処理し、総会における予算・決算の説明・報告を行う。

(5) 会計監査は本会に関する会計状況を監査する。

第9条（総会）

総会は、本会の最高議決機関として原則年1回招集し、役員・会計監査の選任及び予算・議案の議決並びに、決算等の承認を行う。

(1) 臨時総会は、実行委員会の承認を得て開くことができる。

(2) 総会の定足数は、会員数の5分の1以上（委任状含む）とする。

(3) 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成による。

第10条（学級委員会）

本会活動のため学級委員会を設け、必要に応じて専門委員会を設ける。

(1) 学級委員会は、各学年2名ずつの学級委員をもって構成する。

(2) 各学年の学級委員会には、それぞれ委員長・副委員長、各1名を置く。

(3) 専門委員会は、必要に応じて実行委員会の議決によって設け、委員長・副委員長を置く。

(4) 委員並びに委員長・副委員長は会長が委嘱する。

第11条（実行委員会）

会務を運営するために実行委員会を設ける。

(1) 実行委員会は、会務の企画運営・専門委員会の設置および廃止・総会議案の整理検討・総会議決事項の執行にあたる。

(2) 実行委員会は役員、各委員会の委員長・副委員長及び校長・教頭をもって構成し、会長が議長を司る。

(3) 実行委員会は審議の内容上、必要と思われる教職員を委員会に出席させることができる。ただし議決には加わらない。

(4) 実行委員会は必要に応じて、施行細則を設けることができる。

第12条（規約の改正）

この規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成による。

付 則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。

平成17年5月 一部改正